



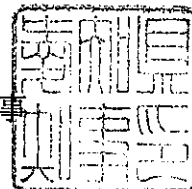
2 環活第 364 号

令和 2 年 12 月 9 日

株式会社 JERA

代表取締役社長 小野田 聡 様

愛 知 県 知 事



知多火力発電所 7, 8 号機建設計画 計画段階環境配慮書についての知事
意見について (通知)

このことについて、環境影響評価法 (平成 9 年法律第 81 号) 第 3 条の 7 第 1 項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は、別添 1 のとおりです。

なお、関係市長 (知多市長及び東海市長) の環境の保全の見地からの意見は、別添 2 のとおりです。

担当 環境局環境政策部

環境活動推進課環境影響評価グループ

電話 052-954-6211 (ダイヤル)

知多火力発電所 7, 8号機建設計画 計画段階環境配慮書についての 知事意見

事業者は、以下の事項について十分に検討した上で、事業計画を策定するとともに、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）以降の図書を作成する必要がある。

1 全般的事項

- (1) 配慮書において設定された複数案を絞り込んだ経緯及びその内容について、方法書において丁寧に記載すること。
- (2) 事業計画の検討に当たっては、国内外の環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響をできる限り回避、低減すること。

2 大気質

既設の発電設備に比べ煙突の地上高を低くする計画となっているため、大気質について、ダウンウォッシュなどによる影響も含め、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。

3 その他

- (1) 方法書以降の図書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、分かりやすい図書となるよう努めること。
- (2) インターネットの利用により公表する図書について、印刷できるようにすることや、縦覧期間後も引き続き閲覧できるようにすることなど、住民等の理解促進及び利便性の向上に努めること。



知環発第 226 号

令和 2 年 10 月 30 日

愛知県知事 様

知多市長 宮 島 壽 男



知多火力発電所 7, 8 号機建設計画 計画段階環境配慮書について

(回答)

令和 2 年 10 月 8 日付け 2 環活第 267 号で照会のありましたこのことについて、
環境の保全の見地からの意見は下記のとおりです。

記

- 1 事業計画の具体化に当たっては、生活環境を損なうことのないよう十分配慮するとともに、適切に調査し、確実性の高い予測及び評価を実施すること。
- 2 環境の保全のための措置を確実に実施するとともに、最新の知見・技術を導入するなど、できる限り環境影響の回避・低減を図ること。
- 3 市民等から寄せられた意見に対して、十分な検討を行い適切な対応をとること。
- 4 方法書の作成にあたっては、市民にわかりやすい内容となるよう努めること。

(連絡先 環境政策課 電話 0562-36-2660 (直通))





生第82号

令和2年(2020年)10月20日

愛知県知事 様

東海市長 鈴木 淳 雄



知多火力発電所7, 8号機建設計画 計画段階環境配慮書について

(回答)

令和2年(2020年)10月8日付け2環活第267号にて照会のありましたこと
について、環境の保全の見地からの意見は下記のとおりです。

記

- 1 事業計画の検討等に当たっては、生活環境を損なうことのないよう配慮すること。
- 2 市民等から寄せられた意見に対して、十分な検討を行い適切な対応をとること。
- 3 工事関係車両の通行に当たっては、大気汚染並びに交通騒音及び渋滞の軽減に努めること。

担 当 東海市役所 環境経済部

生活環境課 環境対策グループ

電 話 052-603-2211, 0562-33-1111 (内線 553)

メー ル kankyou@city.tokai.lg.jp

